

# 震災 5 年目の風評被害

東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 特任准教授  
関谷直也 (せきや なおや)

## Profile—関谷直也

2004年、東京大学大学院人文社会系研究科社会情報専門分野博士課程単位取得満期退学。東京大学大学院情報学環助手、東洋大学社会学部講師、准教授を経て、2014年より現職。専門は社会心理学、災害情報論。著書は『風評被害：そのメカニズムを考える』（光文社新書）、『「災害」の社会心理』（KKベストセラーズ）など。



## 風評被害の定義と「安全」

風評被害とは、もともと原子力分野において、放射性物質による汚染がない状態で食品・土地が忌避されることとして問題となってきた。過去に「風評被害」とされた事例をまとめると、風評被害とは、ある社会問題（事件・事故・環境汚染・災害・不況）が報道されることによって、本来「安全」とされるもの（食品・商品・土地・企業）を人々が危険視し、消費、観光、取引をやめることなどによって引き起こされる経済的被害を指す<sup>1</sup>。

原子力事故の後、放射性物質の放射線量は、カウンターやモニタリングポストによって測定値が明らかにされる。ゆえに、初期段階では放射性物質がどの程度飛散したかは、科学的に確認できる。だから放射性物質が飛散していない段階においては科学的に「安全（放射性物質が拡散していない）」であり、「危険」であるといったことは「風評」に過ぎない、と言い切れたのである。流言やうわさもあまり関係がない。

また風評被害の原因は、消費者心理の問題とされていることが多い。だが風評被害は、ただ単に消費者が農産物・海産物などの購買をためらうことや忌避するという心理の問題ではない。環境汚染、食品の異物混入、食中毒など瑕疵がある食品・商品を購入しないというのは、自身や家族の自衛のために当然の行動である。安全でないと考えられているものが購買されないのは、「風評被害」でも何でも無い。それらとは別に、安全にもかかわらず売れないから問題となってきた現象が風評被害である。

福島県内で現在、問題になっていることを例

にえば、野生の山菜、マツタケなどのきのこ類、イノシシなどの野生動物は基準値を超えるものがまだ多く、含有放射線量が高い。これらは、放射性物質による汚染がある程度は存在する以上、政府の基準値以下であっても、消費されない（販売できない）。このことを農業関係者は誰も「風評被害」とは言わない。「安全」ではないから、誰も「風評」の問題だとは思っていないのである。

なお風評被害とは、日本独特の言葉である。類似の事象として、Kaspersonほか「リスクの社会的増幅理論（Social Amplification of Risk）」という概念を提示している。この概念は原子力事故や地球温暖化などの現実の脅威から発生する経済的影響、心理的影響、政治的影響など様々な社会的影響のプロセス全体を分析するものである。一方、風評被害とは、日本の原子力発電は放射性物質を拡散するような事故を起こさないという前提からつくられた言葉で、「安全」であるにもかかわらず被害が発生している部分の経済被害を「風評被害」と呼んできたのであり、異なる現象である。

もともと風評被害は、原子力事故などの際に、安全にもかかわらず取引拒否や商品の価格低下による経済被害も補償してほしいという問題から始まっている。原子力損害賠償法第二条二項では「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは核燃料物質によって汚染された物の毒性的作用」による経済的な被害は賠償される。だが放射性物質による汚染がないにもかかわらず野菜や魚が売れなくなる、取引を拒否されるという経済

被害についてはその損失は賠償対象ではない。放射性物質による汚染がない段階では事業者側に瑕疵はないからである。これが1954年「第三の被爆」第五福龍丸被爆事件以降、戦後の原子力事故で問題となってきたのである<sup>1</sup>。

1999年の東海村JCO臨界事故では、154億円の経済的被害が発生し、このとき初めて原子力損害賠償法が適用され「風評被害」も賠償対象となった。科学技術庁（当時）はそれまでの方針を転換し、「風評被害」も原子力事故と相当因果関係のある「原子力損害」と解釈を変更した。ゆえに、福島原発事故後の損害賠償でも「いわゆる風評被害」が、賠償対象とされている。

放射性物質による汚染がなく、「安全」にもかかわらず商品が売れない。このことを問題提起する上で使われ始めた言葉が「風評被害」なのである。ゆえに「安全」であるということが、風評被害を議論する大前提なのである。

## 風評被害の段階論 — 震災直後と現状の違い

福島原発事故直後の風評被害の問題は、政府の定めた暫定規制値、基準値以下ならば安全であるとし、この基準以下で人々が商品を買わないことを指した。原発事故直後は、汚染実態が科学的にもどの程度かわからなかったから、人々が不安で、購入しないのは当然であったともいえる。消費者の不安や、暫定規制値や基準値がこの時期の問題の中核であった。

この段階では風評被害か実害か、人の価値観によって（対象によって）議論が分かれるものであった。「福島原発事故は放射性物質による汚染があるのだから、そもそも風評被害ではなくて実害だ」「風評被害を論じることは原発被害を少なくみせようとしている、推進派の意見だ」といった政府・行政への不信感、検査の「すり抜け」「見逃し」に対する不信感など様々なものが、風評被害と関連づけられてきた。

だが、このような問題は、すでに終わっている。震災から5年が経過した現在、重要な視点は、価値観の問題ではなく「安全なものが売れない」という点である。しかも、その安全の基準は震災直後の暫定規制値500Bq/kg

でもなく、現在の基準値100Bq/kgでもなく「N.D.（検出限界値以下）」である。セシウム134（Cs134）の半減期2年を過ぎ、カリウム散布など吸収抑制策や除染などの成果もあり、農産物に含まれる放射性物質の値は下がってきた。検査の段階では時間とコストを考慮して検出限界値を25Bq/kg、12Bq/kg、10Bq/kgを導入しているが、管理された圃場で生産された農作物は、これを超えて流通しているものはほとんどない。

もちろん、政府の定めた「基準値100Bq/kg（乳製品は50Bq/kg）」に変更はない。だが福島原発事故から数年が経過し、生産者・流通業者・消費者（福島県民）の間で、結果的に合意した許容量、デファクトスタンダードとしての事実上の安全基準は、測定機器の設定した検出限界では放射性物質は検出されなかったという意味の「N.D.」である。現段階の風評被害で問題となっているのは、このN.D.の状態が発生する経済被害のことといえる。

なお筆者の調査結果では、福島県産を拒否する人は福島県内で18%、福島県外で23%程度である。また調査結果の分析からは、食品購買の不安感に「放射線の知識」はあまり関係がなく、検査体制、検査結果が十分に周知されているかどうかが強く関係することもわかっている<sup>2</sup>。

誇りを恐れずにいえば、現代社会では消費選択の自由がある以上、福島県産を心情的に拒否する人がいても、それはかまわない。消費者は無理に福島県産を買う理由はないからである。だが、少なくとも今の福島県の検査体制や検査結果の事実は知った上で、かつ科学的にそれらを拒否する合理的な根拠はすでにないことを承知し、少なくとも自身の「感情」の問題であることを自覚する必要がある。

## 「風評」の事実化 — 流通の問題

また、ある程度時間が経過し、風評被害の問題は消費者の不安の問題ではなく、流通の問題、流通業者における「人々の心理観」の問題となっている。

流通業者の中には、個人として自身は福島県

産を「安全」だ、と考えている人も多い。常に、検査結果の情報には接しているからである。だが、福島県産を仕入れても小売で販売を拒否されるかもしれない、売れないかもしれないという段階では、なかなか流通は元には戻らない。

これらを強いて心理の問題にひきつけるならば、生産者、組合、流通業者、量販店など農作物の販売に関わる人々の間で、震災後に様々に交わされた流通関係者のコミュニケーションの中で、事実と異なるある種の誤解が「神話化」されて（「事実」と誤解されて）、流通が膠着化している問題である。

どうせまだ皆が不安に思っているから売れないのだという「消費者心理への思い込み」が再生産されているのである。「多くの人が福島県産をまだ拒否している」「教育委員会が福島県産を給食の食材として納入しないように言っている」「子育て世代が強硬に拒否感が強い」「西日本の人の不安感が強い」といった言説が農業関係者、流通業者の中で定説となっている。

だがこれらを示す事実や調査データはない。「子育て世代の拒否感」については、他世代と比べ1割程度、不安感の強い人が多い程度である。「西日本の不安感」については逆の調査結果（西日本の方が不安感は低い）となっている<sup>3</sup>。

これら消費者に関する「神話」が関係者の中で定説となる中で、価格下落、取引量減少という現状を是認し、流通が滞っていることを事実化しているのである。

また、この震災から4年が経過したため仕入先が他の産地に変ってしまったという「棚」が奪われている問題、自身の消費ではなく贈答品・ギフトの問題（自分は大丈夫だと思っても相手がどう思うかわからない）、安全なことが分かっており、かつ安価なので家庭での消費ではなく外食やコンビニなど業務用に回すという問題（いわゆる「買い叩き」の問題）などが問題となっている。特に他産地との代替性が高い米が大きな問題になっている。

なお生産者に対しては賠償がある一方、流通業者においてはそれがなく、近年、大量に

仕入れる大手流通事業者の権限が強いため、このような現状を是認してきた傾向もある。これらについては、流通業に関する社会的責任として、この分野の長期的な課題である。

### 今後の課題と情報発信

震災発生から5年を見据えて、新たな課題もある。放射線量の低下に伴う検査体制などの「見直し」や警戒区域縮小に向けた課題である。現在、スクリーニング、モニタリング検査、福島県内の米の全量全袋検査などは、公費や賠償金で行われている。だが、すでに検査で科学的な安全性の確認が取れている状態が続いているため、いつ、この検査体制を縮小するかどうかという判断に迫られている。だが、福島県外では検査体制、検査結果の周知率は低い。かつ警戒区域が縮小され、旧警戒区域で新たに営農再開を行う農家も増えてきているが、それらの場所で含有放射線量の高い農産物がみつかる可能性もある。

震災から5年になろうとする中で、この風評被害の問題は、消費者の不安の段階を通り越し、流通の問題、検査体制の維持の問題といった既に次のステージに入ってきている。

この風評被害の問題の解決は単なる消費者の「不安感」払拭という問題ではない。関心が失われている中で検査体制や放射性物質が検出されなくなってきたという検査結果などの事実をどう人々に周知していくか、5年間という時間で変わってしまった流通構造をどのように取り戻していくかという社会問題であり、人々の心理観についての誤解を払拭していくかという社会心理の問題なのである。

- 1 関谷直也（2011）『風評被害：そのメカニズムを考える』光文社新書
- 2 関谷直也（2014）「放射性物質汚染の心理学：風評被害払拭の方策」日本災害復興学会2014長岡大会講演論文集
- 3 これらが誤解であることの詳細は、特定非営利法人超学際研究機構（2015）「郡山市における地域課題調査研究：原子力災害による風評被害の現状と払拭の取組み：調査報告書」ほかを参照。